

「四日市市水道ビジョン 2019（案）」の策定に係る
パブリックコメントの結果について（報告）

1. 実施期間

平成 30 年 11 月 26 日（月）から平成 30 年 12 月 25 日（火）

2. 意見提出

提出人数：2 人

提出件数：2 件

「四日市市水道ビジョン 2019（案）」に対する意見の内容と市の考え方

項目	番号	意見の内容	意見に対する市の考え方
第 6 章 主要施策	1	<p>第 3 章6(3)p.33 において、民間委託の拡大についての言及があります。</p> <p>現在、国会でも議論になっていますが、水道事業の民間委託の拡大には反対します。</p> <p>他国の先例の通り、コンセッション方式でも料金の大幅な高騰は避けられません。また、企業が管理する場合に、同じく第 3 章 3、p.24 から指摘されているような災害が生じた時に、速やかな復旧が可能でしょうか。関空の浸水被害や周防大島の断水など、直近に気になる事例もあります。</p> <p>水道事業のノウハウは、地域の財産と承知しています。それは公で支えるべきもので、また長期的には公でなければ出来ないものであることは、先例から明らかではないでしょうか。</p> <p>また、民間委託が不調に至り再公営化する時の、コストの大きさも看過できません。やってみたら駄目だった、ではあまりにも負担が大きすぎます。</p> <p>以上のような観点から、水道事業の民間委託拡大には反対します。</p> <p>第 5 章にうたわれた理想に共感します。水道事業を市職員で継承し、市の運営による安定した事業の継続を望みます。</p>	<p>今後の水道事業は、水需要の減少や水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大、職員の減少等の厳しい経営環境を迎えようとしています。本市においても、同様に厳しい経営状況が見込まれ、様々な検討がなされています。</p> <p>このような経営状況において、従来のような民間事業者への業務委託だけでなく、新たな官民連携手法である DBO 方式や PFI 方式等を活用し、業務委託を拡大させようとする動きがあります。その取り組みの一つであるコンセッション方式については、平成 23 年の PFI 法改正により実施することはできませんでしたが、今回の水道法の改正で、公の関与を強化し、給水責任は自治体に残した上で、実施することができるようになりました。しかし、海外で再び公営化された事例や職員の技術力の低下を招く恐れがあるため、実施にあたっては、極めて慎重な対応が必要であると考えています。</p> <p>本市では、安全な水道水を安定して供給するため、根幹にかかわる業務は職員で行っており、効率化やサービス向上が図れる業務について委託しておりますが、今後迎える厳しい経営環境のなか、引き続き安全な水道水を安定して供給するために、本市</p>

第6章 主要施策	2	<p>今回策定のビジョン(案)について特に意見はありませんが、今般の国会で成立した改正水道法において、公共施設などの運営権を民間企業に委託する「コンセッション方式」が、今後、導入されることがないかを危惧しております。</p> <p>つきましては、今後、公共施設の運営権を民間企業に委託することを確認致したく、今回策定のビジョンの中、または、別途、四日市市としての見解を市民に対し、表明をして頂くことを要望いたします。</p>	<p>の最適な経営基盤の強化の手法について検討していきたいと考えています。</p>
-------------	---	--	---